

市内 障害児通所支援事業所等 管理者様

船橋市 療育支援課長

## 障害者支援施設等災害時情報共有システムの運用開始について

平素から、本市の福祉行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標題につきまして、本市では地震や台風等の災害発生により社会福祉施設等において人的・物的被害が発生した場合には、「船橋市オンライン申請システム（以下「現行システム」という。）」を利用して被災状況を報告していただいているところですが、この度、被災状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した社会福祉施設等への迅速かつ適切な支援に繋げることができるよう、厚生労働省が運営する「災害時情報共有システム（以下「新システム」という。）」が運用開始されたことから、本市においても被災状況を新システムから報告していただく運用に変更いたします。

つきましては、下記のとおり新システムへの移行を行いましたので、各施設・事業所におかれましては、関係職員へ周知いただき、本日以降の被災状況の報告については、原則、新システムにて行うようご協力をお願いいたします。

なお、新システムを活用した厚生労働省による災害想定訓練を、令和7年10月24日（金）に実施予定です。詳細が決まり次第、別途ご連絡いたします。

### 記

#### 1. 新システムへの移行作業について

船橋市にて、以下のとおり各事業所のメールアドレスを新システムへ入力いたしました。

- ・障害児通所支援事業所等→療育支援課へ届け出ているメールアドレス
- ・障害福祉サービス事業所等→指導監査課へ届け出ているメールアドレス

本日以降に被災状況の報告を求める場合、上記のメールアドレスに新システムより報告用URLが配信されますので、2.新システムによる報告方法に従って報告作業をお願いいたします。

新システムに登録されたメールアドレスを確認したい場合は、3. 災害時緊急連絡先の確認・追加登録方法を参照してください。

また、現段階で障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）の公表を行っていない事業所は、災害時情報共有システムの登録も行われておりません。4. 障害福祉サービス等情報公表システムの公表についてをご確認いただき、速やかに公表を行ってください。

#### 2. 新システムによる報告方法

##### 【報告の流れ】

- ①国が新システムに災害情報を登録する。
- ②船橋市が施設・事業所の災害時緊急連絡先に、被害状況の報告指示をメールにて通知する。
- ③施設・事業所が被災状況を報告する。

### 【被災状況の報告方法】

報告対象となる災害が発生した場合は、新システムから各施設・事業所の災害時緊急連絡先にメールが届きます。メール本文に報告用 URL が記載されていますので、パソコンやスマートフォンからアクセスし、被災状況を報告します。**別紙1**参照

※新システムのログインに際して、ID・パスワードは必要ありません。

### 【報告に際しての注意事項】

① 同一所在地において、介護保険サービス及び障害福祉サービスを提供している施設・事業所につきましては、被災状況の報告先が異なりますので、サービスごとに報告してください。

② 同一所在地において、障害児通所支援および障害児相談支援を提供している施設・事業所につきましては、いずれか1つの施設・事業所にまとめて被災状況を報告いただいて差支えございません。

例) 同一所在地で「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」を行っている場合

→ 児童発達支援事業所の災害時緊急連絡先に届いた URL から児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の被災状況を合わせて報告

### 3. 災害時緊急連絡先の確認・追加登録方法

新システムの施設情報は、障害福祉サービス等情報公表システムから連携されますが、緊急連絡先などの情報については、新システムにて登録いただく必要があります。本市においては、新システムのメールアドレスについての取扱いを以下の通りといたします。

新システムのメールアドレスは施設・事業所ごとに2つ登録することができます。そのうち、メールアドレス①は療育支援課へ登録しているメールアドレス（本通知が届いているメールアドレス）を療育支援課にて登録しております。

メールアドレス②については、施設・事業所で任意のメールアドレスを設定できます。療育支援課に登録しているメールアドレスと別のメールアドレスにも配信を希望する場合は、各事業所において申請してください。

※既に療育支援課に複数のメールアドレスを登録している場合は、②にもメールアドレスが登録されています。必要に応じてメールアドレスを変更してください。

※メールアドレス①は定期的に船橋市で一括登録することがありますので、メールアドレス①を変更した場合は市のメンテナンス作業によって船橋市へ登録しているメールアドレスに上書きされる可能性があります。ご注意ください。

※メールアドレス等の登録・変更・確認につきましては、**別紙2**をご参照ください。

### 4. 障害福祉サービス等情報公表システムの公表について

新システムの施設情報は、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)から連携されますので、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)にて公表を行っていない施設・事業所(サービス毎)は新システムを利用できません。現時点で公表を行っていない施設・事業所(サービス毎)については、至急公表を行ってください。また、情報公表システムの内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行い、常に最新情報にしておいてください。

## 5. その他

以下の理由により新システムで報告ができない施設・事業所につきましては、従前どおり、船橋市ホームページより被災状況を報告してください。

・新規指定後まもなく、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)にて公表を行っていない事業所

以上

## 6. 問い合わせ先

### 【障害児通所支援事業者等】

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

船橋市 療育支援課 整備計画係

Tel:047-436-2121 Fax:047-436-2549

Mail:ryoiku@city.funabashi.lg.jp

### 【WAMNET の登録に関すること】

〒273-0011

船橋市湊町 2-8-11 市役所別館 2 階

船橋市 指導監査課 指導監査第一係

Tel:047-436-2425 Fax:047-436-2139

Mail:shogai-shitei@city.funabashi.lg.jp

～障害者支援施設等の皆さまへ～

災害発生時の被災状況の報告の仕組みが変わります！  
(簡単・スピーディーに！)



PC・スマホから、被災内容が報告できる



# 災害時情報共有システム

## をご利用ください！



地震や台風などが発生したら・・・？



災害が発生すると、自治体から被災状況の報告を求めるメール（※）が届きます。メールを受信したら、メール内のURLをクリックし、被災状況の報告（被害のあり・なしや被災内容）を行ってください。



このメールアドレスから  
メールが届きますので  
受信設定をお願いします。

s-saigai@wamnet.wam.go.jp

※厚生労働省が本システムに登録をした災害時に、WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録されているシステムからの連絡用メールアドレスまたは、各自治体より本システムに登録された各事業所の緊急連絡先メールアドレスに送信されます。

### 特徴

①

メールが届いたら  
URLをクリック！  
IDやパスワードの  
入力は不要です！  
(すぐに報告できます！)

### 特徴

②

時間の経過で  
変化する被災状況  
について、  
都度、最新状況の  
登録が可能です！

報告方法の詳細は裏面でチェック！



# 【被災状況報告指示メールを受信したら・・・？】

## 2ステップで被災状況報告をお願いします！

簡単な操作で  
すぐできる！

### 1 自治体からメールを受信したら、システムにアクセスします

#### 災害発生 !!

地方自治体



施設の皆さまに  
メールが届きます！

From: **s-saigai@wamnet.wam.go.jp**  
Subject: [障害者支援施設等災害時情報共有システム] 被災状況報告指示 (〇〇県)

このアドレスから  
メールが届きます！

送信されるメール例

〇〇事業所 ご担当者様  
〇〇県から〇〇災害の被災状況報告指示が発せられました。  
以下に記載したURLを用いてシステムにアクセスし、施設の被災状況を報告してください。

台風や地震などの  
災害名が入ります。

アクセスURL 〇〇施設 : <https://www.wam.go.jp/s-saigai/~>

アクセスURLを  
クリック！

災害情報確認後、以下の手順にて施設の被災状況報告を実施してください。  
手順1.システムにアクセスし、被災状況を入力する。  
手順2.画面左下の登録ボタンをクリックする。

※本メールはシステムから自動送信されていますので、返信はしないでください。

※初回アクセス時は利用規約の承認をお願いします。

### 2 被災状況を報告します

#### 被害なしの場合

障害者支援施設等災害時  
情報共有システム

##### 被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害  
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害なし」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた場合があります。

最終更新者 最終更新日時

実員:  人 + -  
 被害なし  被害あり

① 「被害なし」を  
クリック

② 「登録」ボタンを  
クリックし完了

#### 被害ありの場合

障害者支援施設等災害時  
情報共有システム

##### 被災状況報告

災害名称 : 〇〇災害  
施設名称 : 〇〇事業所

登録

報告時の注意事項等

上記の災害名称、施設名称に対する被災状況を報告する際は、「被害あり」を選択して登録ボタンをクリックしてください。

同施設内のサービス毎に報告していた場合があります。

最終更新者 最終更新日時

実員:  人 + -

被害なし  被害あり

■ 人的被害の状況

被害有無

① 「被害あり」をクリックし、以下  
に続く「人的被害の状況」などの  
各項目に、状況を入力します。  
※ 回答できる範囲での報告で大丈夫です！

② 入力したら、  
「登録」ボタンを  
クリックし完了

※後から追加で報告  
することも可能です  
ので、その都度、  
分かる範囲を報告  
して下さい。

### ? 困ったときは・・・

#### ① 被災状況報告のメールを紛失したら？

→右記URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>)にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先メールアドレスを入力して、「被災状況登録メール送信」ボタンをクリックすると、メールを受信できます。

#### ② 登録されているメールアドレスの変更を行いたい。

→①のURL内のメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックすると、施設情報更新申請用メールが受信できますのでメール記載のURLから所管自治体へ変更申請が可能です。



## メールアドレス②の登録・確認手順

①災害時情報共有システムのメールアドレスの確認・変更する場合下記の URL をクリックしてください。

<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

②メールアドレスを入力し、**施設情報登録メール送信ボタン**をクリック

以下に示すように、登録画面には「施設情報登録メール送信」ボタンが用意されています。

以下のいずれかのメールアドレスを入力

- ・情報公表システムからの連絡用メールアドレス
- ・船橋市にお届けの事業所メールアドレス

③災害時情報共有システムより、「[障害者支援施設等災害時情報共有システム]施設情報の更新依頼」の件名でメールが届きますので、メールに記載の URL をクリック

④災害時緊急連絡先②について、登録・変更する電話番号・メールアドレスを入力

※メールアドレス①は船橋市へ届出のあるメールアドレスを登録するので変更しない

⑤申請ボタンをクリックすると申請終了となります。